

幕領村の支配体制

白山麓に幕領が誕生したのは、寛文八年（一六六八）白山嶺上争論によって、能美郡尾添・荒谷の加賀藩領り二か村と福井藩領り領であった東谷一か村と西谷五か村（小原・杖・丸山・須納谷・新保村、現小松市域）の計一八か村が、幕府の争論裁定の結果幕領（天領）となる。戦国期以来の争論の決着であるが、争論が終結した訳ではなく、以後も幾たびかの争いが勃発している。

西谷五か村等白山麓幕領の支配変遷を見ると、寛文八年まで加賀藩領であった尾添・荒谷の二村と、西谷五か村を含む一六か村とは異なる支配変遷を有する。一六か村は正保元年（一六四四）よりすでに幕領化されており、福井藩の領り領となっていた。

この経緯は、寛永元年（一六二四）越

前藩の松平忠直が流罪となり、弟直基が新たに勝山藩三万石を立て、一六か村は勝山藩領となった。寛永十二年には直基は大野藩に移り、勝山藩はそ

の弟直良の領地となる。正保元年には直良も大野藩に移り、勝山藩領は幕府に収封され、ここから一六か村の幕領時代が始まった。幕領となったが幕府



元文2年(1737)加州能美郡図籍(金沢市立玉川図書館所蔵) 朱字で示されているのが幕領の村々。左側の川は手取川、右は大日川。柵は口留番所。

代官による支配が行われたのではなく、福井藩に御預となり、福井藩の支配を受けた。幕領として代官の直支配を受けることになるのが寛文八年の白山麓十八か村の成立期からとなる。

西谷五か村は、寛文八年に至るまで、二〇年間の勝山領時代、二四年間の福井藩預り時代を経ている訳である。

この後も幕府の直轄支配の歴史が継続する訳ではなく、元文元年（二七三六）より寛延二年（二七四九）間、宝暦十三年（二七六

三）より明和元年（一七六四）間は福井藩預所となり、さらに慶応四年（一八六八）よりも再び福井藩の預所となる。

西谷五か村等における支配形態は、幕領時代は代官陣屋支配となり、寛文八年時には十八か村の中の釜谷村に陣屋が置

かれるが、以降は幕領の集中する越前に置かれ、明和元年よりは越前本保に固定され、天明元年（二七八一）よりは代官支配から郡代支配となり、北陸域幕領支配の一括化の中に置かれた。

白山麓は越前の陣屋からも離れていくことから、村々の庄屋と代官陣屋の間に取次元（福井藩預り時代には大庄屋）という役職が置かれ、牛首村（白峰村）の山岸家などが勤め、十八か村の支配が行われた。

（宇佐美孝）



本保陣屋絵図（越前市本保町所蔵） 加賀・越前等の幕領村の支配拠点となった代官陣屋の構造を示している。

勝山藩時代の西谷五か村々高

丸山村	59石520合
杖 村	16石760合
小原村	14石015合
須納谷村	21石159合
新保村	21石496合
計	132石950合

上期は寛永元年～同12年の数字である。以降江戸時代を通じ、小原村が21石252合に変化するが、他の村高に変化はない。



那谷寺普門閣（春木家） 幕領新保村で庄屋や道場を勤めていた春木家旧宅。幕領庄屋の威光がしのばれる。